

第 27 回 原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 議事録(案)

1. 開催日時：2022年4月20日(水)9:35～10:45

2. 開催場所：Web会議

3. 出席者(順不同,敬称略)

出席委員：市原主査(日本原子力発電),麻生副主査(中部電力),氏家(東北電力),
大石(中国電力),大草(日本原子力研究開発機構),迫田(九州電力),
高橋(東京電力HD),玉井(北海道電力),蓮沼(電源開発),森田(北陸電力),
山本(関西電力) (計11名)

代理出席：岡本(四国電力,清水委員代理),津嶋(日本原燃,吉岡委員代理)
(計2名)

常時参加者：上山(日本原子力発電),太田(電源開発),濱野(関西電力) (計3名)

説明者：なし (計0名)

欠席委員：なし (計0名)

事務局：末光,葛西,田邊(日本電気協会) (計3名)

4. 配付資料

資料 No.27-1 原子力規格委員会 安全設計分科会原子力発電所緊急時対策所設計
指針検討会 委員名簿(2022.4.20)

資料 No.27-2 第26回 原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 議事録(案)

資料 No.27-3-1 2021年度活動実績及び2022年度活動計画(案)

資料 No.27-3-2 2022年度各分野の規格策定活動

資料 No.27-4 JEAG4627(原子力発電所緊急時対策所の設計指針)の改定方針案

資料 No.27-5-1 委員倫理に関する資料の周知について

資料 No.27-5-2 委員倫理の遵守活動の心得について

5. 議事

事務局より,本会にて,私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後,議事が進められた。

(1) 定足数確認(代理出席者・オブザーバ承認,配布資料の確認)

事務局より代理出席者2名の紹介があり,主査の承認を得た。定足数確認時点で,委員総数13名に対して本日の出席委員数は,代理委員を含めて13名であり,分科会規約第13条(検討会)第15項に基づく,検討会決議に必要な委員総数の2/3以上(9名以上)の出席が確認された。今回オブザーバの出席はないとの説明の後,配付資料確認があった。

(2) 委員の変更について

事務局より,資料 No.27-1に基づき,安全設計分科会で3名の新委員が承認されていると

の紹介の後、新委員の挨拶があった。

また、下記委員の変更があり、分科会規約第13条（検討会）第4項に基づき、次回安全設計分科会で承認の予定であるとの紹介があった。

- ・ 退任予定 清水 委員（四国電力）
- ・ 新委員候補 岡本 氏（同左）

(3) 前回議事録確認

事務局より、資料 No.27-2 に基づき、前回議事録の紹介があり、正式議事録にすることについて特にコメントは無く、全員賛成で承認された。

(4) 2022 年度活動計画について

上山常時参加者より、資料 No.27-3-1 及び資料 No.27-3-2 に基づき、2022 年度活動計画について説明があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 特になし。

(5) JEAG4627「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」の改定について

上山常時参加者より、資料 No.27-4 に基づき、JEAG4627「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」の改定について説明があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 資料 No.27-4 2 頁の 4.具体的な対応の「(3)改定整理表案作成にあたり、対象事業者（東電・関電・九電・原電）は、工事計画認可済みプラントの下記資料を委員に共有する」については、工事計画認可済みプラントの許認可資料（公開資料）をまとめて原電委員より各委員に配布する。（本検討会終了後に配布予定）
 - ・ 工事計画認可済みプラントを複数有する事業者の場合、直近に認可されたプラントをモデルプラントとして改定整理表を作成する。（関西電力：大飯 3,4 号，九州電力：玄海 3,4 号）
 - ・ 工事計画認可済みプラントの許認可資料に、各社固有の敷地の配置等マスキング部分がある場合があるが、規格改定作業上、問題はない。
 - ・ 資料 No.27-4 の 2 頁に「(4)JEAG4627-2017 年版と上記(3)資料を比較し、改定整理表案（本文，【解説】，【参考資料】）にて、改正要否を整理する。添付資料(3)及び添付資料(4)を参照のこと。」とあるが、添付資料(3)及び添付資料(4)を作成にあたり、各社の資料を収集し、その後各社のエビデンスに何かを入力するような作業イメージとなるのか。
- 資料 No.27-4 の 8 枚目の「JEAG4627-2017 改定整理表」のうち「○改定対象・改定のポイント」は 2017 年版のものが黒文字で記載し、設置許可申請まとめ資料や工事計画認可申請資料を元に変更が必要な箇所を赤文字で書くイメージである。
- ・ 「○各社エビデンス」の欄には何を記載するのか。
- 別途配布する各社の設置許可申請まとめ資料や工事計画認可申請資料を基に、JEAG4627

改定内容の根拠となる資料番号、項目等を記入する。

- ・ 資料 No.27-4 の添付資料(1)の 2 枚目で法令改正関係の作業分担案、添付資料(2)に JEAG4102 の例がある。右列に「JEAG4627 に改定すべき内容は無い」と記載があるが、改定すべき内容がある場合、JEAG4627 への改定要否に書いた上で、具体的な内容を添付資料(3)なり添付資料(4)に記載するということが良いか。
- 資料 No.27-4 の 5/12 頁，過去の方針に基づき関係する項目があれば，これを見て前後比較表を作成し，出典とか記載し，改定する所があれば，改定比較表に反映するという形になる。エビデンスについては添付資料(2)の前後比較表がエビデンスになる。(法令改正関係作業では添付資料(3)(4)は使用しない。)
- ・ 設置許可規則とか，技術基準規則とかを全て見て確認するということになるのか。
- 法令動向を全て見るのは作業負荷が大きいことから，資料 No.27-4 の 1,2 頁目の「3. 前回改正後からの国内の法令の動向について」(1)～(4)に JEAG4627 改定に際して考慮すべき事項をまとめてあるため，これに基づき作業を進めてほしい。
- ・ 法令改正対応作業もスケジュール的には 5 月から 8 月にかけて作業を進め，出来次第事務局に送付するイメージが良いか。
- そのとおりお願いしたい。
- ・ 改定作業分担表では，検討会委員が設計関係と運用関係に分かれて作業を進める形となっている。委員本人が社内で運用側担当である場合には，設計関係内容は社内の各セクションに精査を依頼することが必要と考えている。改定作業取り纏め委員と調整しながら進めていきたい。
- ・ 今後各項目の取りまとめ電力で進捗状況等を打ち合わせていきたい。
- ・ 添付資料(1)で作業分担を振り分けているが，自社の原子力発電所を対象を確認していくということで良いのか，それとも他社の資料も全部含めて見ながら改定作業を進めていくという形になるのか。
- 発電所の共通事項をまとめる観点より，基本的には各社の資料を横にらみしながら JEAG4627 改定作業を進める形になる。ただし，緊急時対策所の場合は各社の記載内容はほぼ同じであり，敷地の形状，配置，防災要員の体制等が異なる程度と考えているため，各社の資料を見て頂きたい。
- ・ 今後の作業用として，現行 JEAG4627 の編集可能電子データは検討会委員に連携されるのか？
- 2017 年の改定比較表は既に表にまとめているため，本日の作業分担表の 1～5 章について（参考資料の部分はまだ作成していないが）本検討会後に共有する。このため，現時点では JEAG4627 のマスターファイルの改定作業は不要。

(6) その他

1) 委員倫理について

事務局より，資料 No.27-5-1 及び資料 No.27-5-2 に基づいて，電子メールにて周知済の委員倫理資料について説明があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 特になし。

2) 次回検討会について

次回検討会については9月頃開催とする。

以 上